

令和7年第2回嘉島町議会定例会

提 案 理 由 説 明 書

○ 議案第 28 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専決第 3 号 令和 6 年度嘉島町一般会計補正予算（第 10 号）」は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 7 年 3 月 13 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○ 議案第 29 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専決第 4 号 嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について」は、嘉島町議会委員会条例の一部を改正する条例が令和 7 年 3 月 1 日に施行され、常任委員会が統合されたことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 7 年 3 月 28 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

- 議案第 30 号及び議案第 31 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専決第 5 号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について」及び「専決第 6 号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 7 年 3 月 31 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

- 議案第 32 号 嘉島町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 33 号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

以上 2 件の議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定される農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を令和 6 年度末に策定したことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 34 号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1 工区）  
その 1 請負契約の締結について

東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1 工区）その 1 の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 35 号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1 工区）

その 2 請負契約の締結について

東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1 工区）その 2 の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 36 号 九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事の受委託に関する細目協定の締結について

九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事の受委託に関する細目協定を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第 37 号 令和 7 年度嘉島町一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度嘉島町一般会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 9,434 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84 億 2,409 万 2 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。